

# 常任委員会での審査

町長提出議案は、建設産業常任委員会に2件、企画総務常任委員会に9件、文教民生常任委員会に7件が付託され、すべて「原案可決すべきもの」との審査結果になりました。

なお、主な質疑（要旨）は次のとおりです。

## 建設産業

**時間外勤務手当を補正した理由は**

**Q** 時間外勤務手当の補正をしているが、その理由は

**A** 時間外勤務手当については、予算を作るときに

前年度を考慮しているが、今年度の今後の事務量の見通しがついたため。

**緑の基金**

**Q** 緑化推進事業の緑の基金について、町内に緑を

残していく訳だが、具体的な町の考え方を聞きたい。

**A** 公有地の緑化に使用していく。



## 企画総務

**「ゆめくる」の指定管理者**

**Q** ゆめくるの指定管理をすることによって、サービスの低下はないのか。

**A** 仕様書でサービスの低下がないよう定めている。

**Q** 民間の業者に管理運営を任せるときに、個人情報保護の保護に関する具体的な対応は。

**A** 事務室を区切るなどの対応をしていく。またパソコンの管理を徹底し、画面が簡単に見えないよう保護していく。



生垣

**Q** 契約期間中に施設運営が困難になってしまった場合はどうするのか。

**A** 公の施設に関する指定管理者の指定の手続きに関する条例により指定の取り消しを行う。

**時間外勤務手当**

**Q** 今回の補正の中で、時間外勤務手当の補正が多いが、時間外勤務の管理の仕方はどうなっているか。

**A** 今回増額、減額とそれぞれあるが、時間外勤務をする時は、課長の決裁を受けてから従事している。

国民健康保険特別  
会計補正

Q 70歳未満の高額療養費の現物給付だが、全国一律になつてゐるのか。

A 平成19年4月から全国一律に行う。

地方自治法の一部  
改正

Q 収入役を廃止するが、支障はないか。

A 全国の市町村でも財政難の観点から収入役を置いているところが多いと聞いているが、特に支障はない。収入役の代わりに職員の中から会計管理者を置く。

特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

Q 費用弁償を半額に改定するということだが、費用弁償とはどのようなものか。

A 交通費等の実費相当額が費用弁償となる。

職員等の旅費に関する条例の一部改正

Q 日当を廃止するが、日当とはどのようなものか。

A 出張中における食費と諸雑費となる。

文教民生

家庭保育室

Q 町の保育所に入所できない場合は家庭保育室に行くか聞いたが、保育所とのかかわりはどうなつてゐるか。

A 低年齢の子を預けている方が多いようで、今後も町の保育所に入所できない子については、家庭

保育室の方へお願いをしていく。

後期高齢者医療広域連合

Q 各市町村の負担する割合はどうなつてゐるか。

A 共通経費で均等割10%、高齢者人口割45%、人口割45%となる。



建設中の新北保育所を視察

Q 広域連合の議員の数の関係だが、定数が20名だと配分されない市町村が出てくると思う。20名とした根拠は。

A 関係市町村の財政負担の軽減を図るなどを考慮し、さいたまづくり広域連合や他都道府県の広域連合における議員定数との均衡を図つて20名とした。

子育て支援センター

Q 子育て支援センターに専属の所長を置くのか、それとも他と兼職になるのか。

A 専属の所長を置くことについては、まだ、人事担当と話を詰めていない。

Q 予算はどれくらいを見込んでゐるか。

A 職員の人件費を除いて現時点で343万7千円要求してゐる。

「ゆめくる」の  
指定管理者の指定

Q アクテイオ株式会社に指定管理者が決つたが、管理をするうえで、たとえば、ふじみ野市のプールの事故のような、他に丸投げ的な管理をすることはないのか。

A 年度協定の中で十分詰めていく。その中でも、清掃とか警備等については、第三者に委託をする場合もある。